

毎週火、金曜日発行(但木日に当る) (まは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目 次

- ◇規則 鳥取県職員の共済制度に関する規則の一部を改正する規則
- 河川及び国有土地水面の使用料、占用料、産物採取料徴収規則等の一部を改正する規則
- 狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

## 規 則

鳥取県職員の共済制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年三月三十一日

鳥取県石事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則二十四号

鳥取県職員の共済制度に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県職員共済制度に関する規則(昭和三十六年十一月鳥取県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の三十」を「百分の三十二」に改める。

#### 附 則

この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。

河川及び国有土地水面の使用料、占用料、産物採取料徴収規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第二十五号

河川及び国有土地水面の使用料、占用料、産物採取料徴収規則等の一部を改正する規則

(河川及び国有土地水面の使用料、占用料、産物採取料)

徴収規則の一部改正)  
第一条 河川及び国有土地水面の使用料、占用料、産物採取料徴収規則(昭和二十三年八月鳥取県規則第四十

七号)の一部を次のように改正する。  
第二条中「納額告知書を「納入通知書」に改める。別表を次のように改める。

別表

一 国有地水面使用料占用料料金表

種別	単位	一等地	二等地
一 家屋その他これに類する建物又は工作物施設によるもの	一平方メートル年額	二〇円	一五円
二 宅地の附属物と認められるもの及び物置場その他これに類する目的によるもの	〃	二〇円	一〇円
三 田及び畑	〃	四円	三円
四 養鶏場、魚貝養殖場、牧場、採草地、物干場、通路及び土橋架設その他これに類す目的による原形を変更しないもの	〃	一円	〇・八円
五 電柱建設によるもの	一基年額	一〇〇円	七〇円
支柱又は支線によるもの	一本又は一条年額	一〇〇円	七〇円
六 鉄塔建設によるもの	一平方メートル年額	一五〇円	八〇円
軌条敷設によるもの	〃	二〇円	一〇円
七 鉄管、土管その他地下埋設物によるもの	一メートル年額	二〇円	一〇円

二 産物採取料金表

種別	数量	採取料
八 街路標及び標識類建設によるもの	一本又は一箇所年額	一〇〇円
九 看板又は広告板類によるもの	板面一平方メートル年額	一五〇円
一〇 軒担突出によるもの	一平方メートル年額	二〇円

三 河川敷(堤防)使用料、占用料金表

種別	単位	一等地	二等地
一 家屋その他これに類する建物又は工作物施設によるもの	一平方メートル年額	二〇円	一五円
二 宅地の附属物と認められるもの及び物置場その他これに			
切石	一立方メートル	七〇〇円	
割石	一立方メートル	二五〇円	

土砂	一立方メートル	二五円	
砂利	〃	三五円	
栗石	〃	四〇円	
転石	一箇径三〇センチメートル未満	八円	
	〃 径三〇センチメートル以上	一〇円	
	〃 径五〇センチメートル以上	一五円	
	〃 径七〇センチメートル以上	二〇円	
	〃 径七〇センチメートル以上	二〇円	

- 三 田及び畑 〃 〃 二〇〇円 一〇〇円
  - 四 養鶏場、魚貝養殖場、牧場、採草地、物干場及び土橋架設 〃 〃 四円 三円
  - 五 電柱建設によるもの 〃 一円 〇・八円
  - 六 支柱又は支線によるもの 〃 一〇〇円 七〇円
  - 七 鉄塔建設によるもの 〃 一〇〇円 七〇円
  - 八 軌条敷設によるもの 〃 一五〇円 八〇円
  - 九 鉄管、土管その他地下埋設物によるもの 〃 二〇〇円 一〇〇円
- 備考
- (一) 国有土地水面使用料、占用料金表及び河川敷(堤防)使用料、占用料金表中一等地とは、都市計画法(大正八年法律第二十六号)第二条の規定により決定された都市計画区域内の地域をいい、二等地とは、一等地以外の地域をいう。
- (二) 地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)若しくは、軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道施設又はガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)によるガス管理施設による占用料については、
- (一) 河川敷(堤防)使用料、占用料金表の五のうち電柱のH型は、普通料金の二基分、鉄塔又は三本以上を組立てたものは普通料金の四基分を徴収する。
  - (二) 年額単位のものです、使用、占用期間が一年に満たないものは、月額で計算し、一月に満たないものは、一月分を徴収する。
  - (三) 一件の使用面積又は占用面積が一メートル又は一平方メートルに満たないものは、一メートル

別表

海岸保全区域占用料金表

種別	単位	一等地	二等地
一 家屋その他これに類する建物又は工作物設置によるもの	一平方メートルにつき	二〇〇円	一五〇円
二 野積場その他これに類する目的によるもの	〃	二〇〇円	一〇〇円
三 養鶏場、魚貝養殖場、牧場、物干場その他これらに類する目的によるもの	〃	一円	〇・八円
四 電柱建設によるもの	一基につき	一〇〇円	七〇円
支柱又は支線によるもの	一本又は一条につき	一〇〇円	七〇円
鉄塔建設によるもの	一平方メートルにつき	一五〇円	八〇円
五 軌条敷設によるもの	〃	二〇〇円	一〇〇円

ル又は、一平方メートルとして計算する。

(四) 一件の使用料又は占用料の額が百円に満たないものは、百円とする。

(五) 総額の端数が一円に満たないものは切り捨てる。

(六) 雑草、木竹、はぜ夷その他は、時価から採取手間その他必要な経費を除き計算する。

(七) 国有土地水面使用料、占用料金表の五及び

(鳥取県海岸法施行細則の一部改正)

第二条 鳥取県海岸法施行細則(昭和三十五年五月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

六 鉄管、土管その他地下埋設物  
土石採取料金表

種別	数量	採取料
土砂	一立方メートルにつき	二五円
砂利	〃	二五円
石	〃	三五円
〃	〃	四〇円
〃	〃	八円
〃	〃	一〇円
〃	〃	一五円
〃	〃	二〇円
〃	〃	七〇〇円
〃	〃	二五〇円

備考  
一 海岸保全区域占用料金表中一等地とは、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第二条の規定により決定された都市計画区域内の地域をい、二等地とは、一等地以外の地域をいう。  
二 占用料の計算については、占用期間に一年に

一メートルにつき 二〇円 一〇円  
満たない端数があるときは、月割で計算し、一月に満たない端数は一月として計算する。  
三 海岸保全区域占用料金表の電柱については、H型は二基、三本以上を組み立てたものは四基とみなして占用料金を徴収する。  
四 土石採取料又は占用料の計算については、一

メートル、一平方メートル又は一立方メートルに満たない端数があるときは、一メートル、一平方メートル又は一立方メートルとしてそれぞれ計算する。  
五 一件の土石採取料又は占用料の額が百円に満たないものは、百円とする。  
附則  
この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。  
狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
昭和三十九年三月三十一日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十六号

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則  
狂犬病予防法施行細則(昭和二十五年十一月鳥取県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。  
第一条の五中「百五十円」を「二百円」に改める。

附則  
この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。